

試料等提供契約書

国立研究開発法人国立国際医療研究センター（以下、「甲」という。）と _____
_____（以下、「乙」という。）とは、甲が乙へ試料等を提供すること
に関し、以下のとおり契約を締結する。

（試料等）

- 第1条 甲から乙へ提供される生体試料とは、 _____
をいう。
- 2 甲から乙へ提供される医療情報とは、 _____
をいう。
- 3 生体試料及び医療情報を合わせて「試料等」と表記し、甲から乙へ提供される生体試料及びそれに不
随する医療情報を合わせて「本試料等」という。
- 4 乙は、本契約締結後 _____日以内に、本試料等代として _____円（消費税額及び地方
消費税額を含む）を甲に支払う。

（使用目的）

- 第2条 乙は、甲から提供された本試料等を別紙「評価研究計画書」に記載された研究（以下、「評価研
究」という。）目的のみに使用するものとし、その他の目的に使用してはならない。
- 2 乙は、本試料等を乙の研究施設でのみ使用するものとし、甲の事前の文書による承諾なく第三者に提
供又は開示してはならない。
- 3 乙は本試料等をヒトに投与してはならない。

（報告）

- 第3条 甲は、1年毎を原則として、評価研究に関する進捗状況について、乙に書面若しくはその他の手
段で報告を求めることがあり、乙は可能な限りこれに応じることとする。

（成果の取扱）

- 第4条 乙が検討結果について、知的財産を取得しようとする場合、知的財産は乙に帰属する。

（公表）

- 第5条 乙が検討結果に関して公表を行う場合、甲を提供元として記載する。当該公表等に係る原稿、抄
録等の投稿日の _____日前までに甲に書面でその内容、時期、方法について連絡し、甲の同意を得なければ
ならない。但し、乙が、検討結果の全部又は一部を、行政当局への報告に使用する場合はこの限りではな
い。

(秘密保持)

第6条 乙は、相手方の文書による事前の承諾を得た場合を除き、本試料等、本契約を締結している事実、本契約の内容及び本契約に基づき相手方から提供され又は開示された経営上又は技術上の情報の全てを秘密にし、第三者に開示又は漏洩してはならない。但し、この義務は本契約に基づき開示された情報のうち、次の各号に該当するものには適用しないものとする。

- (1) 相手方から開示された時点で、既に公知公用とされていたもの。
- (2) 相手方から開示された以降に、開示された当事者の責によらず公知となったもの。
- (3) 相手方から開示された時点で、既に自己で所有していたことを証明できるもの。
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に取得したもの。
- (5) 法令又は裁判所の命令によって開示が義務付けられたもの。但し、予め相手方に通知し意義を述べる機会を付与したうえで、当該政府または裁判所等に対してのみ開示できる。

(法令等の遵守)

第7条 乙が、本試料等を取り扱うにあたり、個人情報保護法等の法令を遵守しなければならない。

(免責)

第8条 本試料等は、研究の過程において生み出された実験的・研究的性質を有するものであり、甲は、乙に対して、明示・黙示を問わず一切の保証をしないものとする。また、甲は、乙の本試料等の使用・保有によって発生したいかなる結果についても一切その責任を有せず、かついかなる損害賠償義務（直接、間接障害を問わない。）を負わないものとする。

2 乙は、評価研究により、第三者から甲又は乙に対する製造物責任問題が生じた場合には、自己の責任をもって解決するものとし、甲に対し訴訟費用、損害賠償その他一切の被害を及ぼさないものとする。

3 甲は、乙が本試料等を使用することについて、第三者の権利を侵害しないことを保証するものではない。

(使用後の措置)

第9条 乙は、評価研究が終了した場合あるいは評価研究が途中であっても甲の要求があった場合には、甲の要求に従い、甲から提供された本試料等の残余分を甲に返却するか廃棄しなければならない。

(有効期間)

第10条 本契約の有効期間は、第3条の規定に基づく乙の検討結果最終報告が甲に提出された日、あるいは第9条の規定に基づく本試料の返却又は破棄がなされた日のどちらか遅い日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、第6条の規定は前項の有効期間終了後なお3年間、第8条の規定は期限の定めなく有効とする。

(誠実義務)

第11条 本契約に定めのない事項又は本契約の各条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議のうえ解決するものとする。

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保有する。

_____年____月____日

東京都新宿区戸山一丁目21番1号
甲 国立研究開発法人国立国際医療研究センター
バイオバンク長 _____ (印)

代表者あるいは責任者

乙 _____

_____ (印)

